

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和元年 1 2 月 2 日（月） 午前 9 時 3 0 分～午前 1 0 時

2. 開催場所

矢掛町役場 2 階 第 1 会議室

3. 出席委員 1 4 名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2 番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	欠
3 番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4 番	渡邊 卓司	欠	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5 番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6 番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7 番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8 番	平井 忠行	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第 4 0 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第 4 1 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	それでは、ただ今から令和元年度第9回農業委員会総会を開催します。 休会中の会長としての主な行事への出席につきまして報告します。 ・ 11月24日 自然薯まつり（水車の里） ・ 11月25日 視察研修の報告（町長室） ・ 11月28日～29日 全国農業委員会代表者集会（東京都） 以上で、休会中の会長事務の報告を終わります。 会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は1番 岸野委員と、2番 高槻委員にお願いします。 本日の議事につきましては議案第40号から議案第41号の2議案です。
議 長 事 務 局	議案第40号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 5件議題といたします。 事務局から説明します。 （議案朗読説明） 以上5件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長 7 番 委 員	事案番号30番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 譲渡人は、もう農業をされない為、この土地を譲受人に譲渡します。 問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号30番につきまして、 他にご意見はございませんか。 （異議なし） 異議がございませんので、事案番号30番につきましては、 許可と決定いたします。

議 長	事案番号 <u>3 1</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
三谷地区 推進委員	譲渡人は、県外にお住まいです。土地の管理が難しい状態です。譲受人は、自宅付近で耕作できる土地を、探されていました。この度、譲受人に譲渡します。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>3 1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>3 1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>3 2</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
三谷地区 推進委員	譲受人は、事案番号 3 1 番と同じ方です。 先ほどの土地の西側に隣接する土地です。譲渡人は、耕作が難しい為、譲受人に譲渡します。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>3 2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>3 2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>3 3</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番委員	この土地は、譲受人の自宅前の土地です。譲渡人は、労力不足の為、譲受人に譲渡します。譲受人は、野菜畑に利用したいと言われていました。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>3 3</u> 番につきまして、

	他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>33</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>34</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
2 番 委 員	譲渡人は、県外にお住まいです。この土地は、以前から譲受人が管理されていました。この度、所有権移転をします。 問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>34</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>34</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>41</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>5</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号12番から15番は、中川小学校及び中川保育園から500m以内に位置するため、第3種農地としています。事案番号16番は小田小学校及び小田保育園から500m以内に位置するため、第3種農地としています。総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号<u>12</u>番から<u>15</u>番につきましては、一括審議します。 本件につきましては、<u>私</u>の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律

	」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで私は退席します。 議事の進行は「矢掛町農業委員会会議規則」第16条の規定により、会長職務代理者へお願いします。 (午前9時45分 高月会長 退席)
会長職務代理者	高月会長に代わり、議事を進行します。 それでは、地元委員の意見をお願いします。
2番委員	土地は、JA青空市きらり、すぐ西隣の5筆の土地です。去年の豪雨により、現況は保全管理の状態です。転用目的である店舗拡張にあたり、排水等に問題はないと思います。周辺に住宅はありませんので、日照の問題もありません。
会長職務代理者	地元委員から意見がありましたが、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>12番</u> から <u>15番</u> につきましては、許可と決定いたします。 (午前9時48分 高月会長 復席)
議長	事案番号 <u>16番</u> につきまして、地元委員の意見をお願いします。
6番委員	この土地は、譲受人の自宅から道を挟んですぐ南側の土地です。自宅に駐車スペースが無い為、譲受人は、この土地を譲り受け露天駐車場に転用します。特に問題はないと思います。
議長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>16番</u> につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>16番</u> につきましては、許可と決定いたします。

議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	確認しました。1 番は、所有権移転の為、解約をします。
1 番委員	確認しました。2 番は、借受人が耕作困難な為、解約をします。次に耕作をされる 方は地元の方だと聞いています。
中川地区 推進委員	確認しました。3 番、4 番、5 番は、所有権移転の為、解約をします。
議 長	農地改良の完了報告書について 地元委員の確認報告をお願いします。
川面地区 推進委員	確認しました。農地改良の完了報告をします。 道路の高さまで地上げし、まさ土をいれて田を畑に改良されていきました。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これをもって、本日の農業委員会総会を終了いたします。